

**「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を作成しました**

厚生労働省では、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を新たに平成29年1月20日に策定しました。

このガイドラインには、以下の点などを盛り込んでいます。

- 1 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習などを行っていた時間は労働時間として取り扱うこと
- 2 やむを得ず自己申告制により労働時間を把握する際、自己申告制により把握した労働時間と、客観的なデータから把握した在社時間とが大きくかけ離れている場合には、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行うこと

【ガイドラインの詳細についてはこちら】

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/151106-04.pdf>

また、平成29年2月7日付けで厚生労働大臣から関係団体あてに、「『過労死等ゼロ』実現に向けた緊急要請書」が発出されていますのでお知らせします。

ガイドラインの詳細等につきましては、最寄の労働基準監督署にご確認願います。